別表一の二(一)
30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書ー普通法人(特定の医療法人を除く。)の分……平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であって、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係があることとなる法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人」を○で囲みます。
①資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人
②法人税法第4条の7に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます。)
③相互会社

2 「30」から「32」までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(1に該当する非中小法人、受託法人及び相互会社を除きます。)に該当する場合に記載します。

署受付印	平成 年 月 日 税務署長殿		
納税地	電話( ) ー	所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
(フリガナ) 連結親法人名		連結親法人整理番号	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円 非中小法人
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
(フリガナ) 代表者自署押印	印	同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社
		経理責任者自署押印	印
代表者住所		旧納税地及び旧法人名等	
		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄				
連結申告	一連番号			
連結グループ整理番号				
連結事業年度(至)	年 月 日			
売上金額	兆 十億 百万			
申告年月日	年 月 日			
申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分
通信日付印	確認印	省略	年 月 日	
年 月 日		年度処理 直前事業	年 月 日	

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告書

平成 年 月 日

(連結中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日 / 平成 年 月 日)

翌年以降送付要否	要	○	否	○
適用額明細書提出の有無	有	○	無	○
税理士法第30条の書面提出有	○	税理士法第33条の2の書面提出有	○	

連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「56の①」)		1	十億 百万 千 円	この申告による還付金	所得税額等の還付金額(45)	16	十億 百万 千 円
法人税額(36)又は(37)		2			連結中間納付額(14)−(13)	17	
法人税額の特別控除額(別表六の二「27」+別表六の二「(20)」+別表六の二「(25)」+別表六の二「(26)」+別表六の二「(27)」+別表六の二「(28)」+別表六の二「(29)」+別表六の二「(30)」+別表六の二「(31)」+別表六の二「(32)」+別表六の二「(33)」+別表六の二「(34)」+別表六の二「(35)」+別表六の二「(36)」+別表六の二「(37)」+別表六の二「(38)」+別表六の二「(39)」+別表六の二「(40)」+別表六の二「(41)」+別表六の二「(42)」+別表六の二「(43)」+別表六の二「(44)」)		3			連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外
差引法人税額(2)−(3)		4			計	19	外
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		5					
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0				
	同上に対する税額(38)+(39)+(40)	7					
連結留保金	課税連結留保金額(別表三の二「40」)	8	0 0				
	同上に対する税額(別表三の二「48」)	9					
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)		10	0				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		11					
控除税額(((10)−(11))と(43)のうち少ない金額)		12					
差引連結所得に対する法人税額(10)−(11)−(12)		13	0				
連結中間申告分の法人税額		14	0 0		連結欠損金の当期控除額	28	
差引確定法人税額(13)−(14)	(連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入)	15	0 0	誤りの正る申告場合の申告前がでの	翌期へ繰り越す連結欠損金	29	
法人税額の計算	連結親法人の場合 (1)の金額又は800万円×12/月数 相当額のうち少ない金額	30	0 0 0		(30)の18%又は15%相当額	34	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)−(30)	31	0 0 0		(31)の30%又は25.5%相当額	35	
	連結所得金額(30)+(31)	32	0 0 0		法人税額(34)+(35)	36	
	その他の場合 連結所得金額(1)	33	0 0 0		法人税額((33)の30%又は25.5%相当額)	37	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	38	0	土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	40	0 0
	同上(別表三(二の二)「28」)	39	0				
控除税額の計算	所得税の額(別表六の二(一)「6の③」)	41					
	外国税額(別表六の二(二)「17」)	42		還付を受けようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協 / 本店・支店 出張所 本所・支所 / 預金 / 郵便局名等		
	計(41)+(42)	43			口座番号 / ゆうちょ銀行の貯金記号番号 ー		
	控除した金額(12)	44			※税務署処理欄		
	控除しきれなかった金額(43)−(44)	45					

30欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第1項第1号」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の8第1項第1号」
②区分番号に、「10369」
③適用額欄に、当該別表一の二(一)30欄の金額(円単位)
を記載してください

(注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください
2 当該別表一の二(一)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください

法 0301-0101-02

税理士署名押印		印